

# 住居表示を実施します

熊野町の住所の表示については、町名（字名）と地番という、いわば「土地の住所」が用いられてきましたが、現在の表示では、

- 山番と耕地番の関係で同じ番地が町内に存在している
- 地区の境界が入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいない
- 一つの地番にたくさんの枝番がある

などの問題があるため、住居表示を実施し、これらの解消に向けて取り組みます。



## 新しい表示の方法

新しい住居表示制度では、分かりやすい区域となった「新しい町名」と、今までの番地にかわって住宅の場所を示す専用の符号である「街区符号」と「住居番号」を使って表します。（場所により町名のみの変更あり）

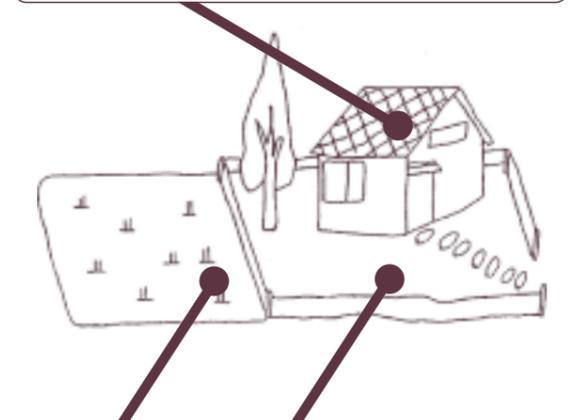
また、本籍・不動産の表示については、「新しい町名」のみの変更で、地番は今までどおりの表し方です。

**住 所**

□従来の表しかた  
熊野町大字〇〇〇432番地1

↓

■住居表示後  
熊野町〇〇〇1丁目 2番3号  
または、  
熊野町〇〇〇1丁目 432番地1



**本籍・不動産表示(土地)**

□従来の表しかた  
熊野町大字〇〇〇432番地1

↓

■住居表示後  
熊野町〇〇〇1丁目 432番地1

## 新しい制度が実施されると・・・

### ■人命にかかわる緊急事態

救急車、消防車、パトカー、医師などが早く目的地に着くことができます。



### ■時間の節約

訪問者が目的の建物や人をさがすことが容易になります。



### ■各種集配が容易

郵便、電報、運送物などの誤配、遅配が少なくなります。



### ■今後の予定

今年度、熊野町住居表示審議会を立ち上げ、実施区域の決定を行います。

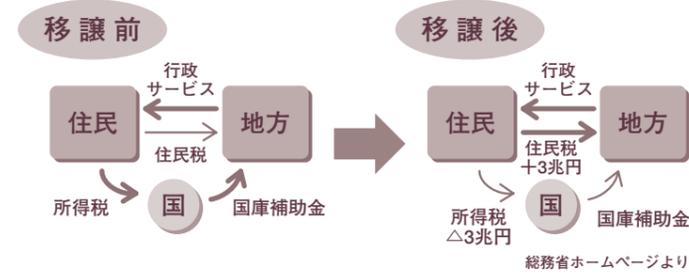
平成19年度からは、新しい町界町名などを審議会で審議し、町議会の議決によって順次実施していく予定です。

また、各実施地区の皆さんへの説明会等を開催しますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 企画課 企画振興係

TEL820-5602

## 税源移譲イメージ



税率変更が、表1（税率の詳しい内訳は、昨年11月号の広報紙で紹介）のとおり行われます。多くの方は、1月分から所得税が減り、6月分から住民税が増えることとなります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の合計による負担は、基本的に変わりません（定率減税の適用を除く場合）。

### 所得税と住民税の税率の変更

所得税	住民税
平成19年1月分から適用	平成19年6月分から適用
4段階を6段階に細分化 <small>（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）</small>	3段階を一律10%に <small>（県民税4%・町民税6%）</small>

そのほか、税源移譲による改正以外の主な変更点は次のとおりです。

**定率減税の廃止**

定率減税は、平成11年度から、景気対策とした暫定的な税負担の軽減措置として導入されましたが、最近の経済状況を踏まえ廃止されます。（表2）

平成17年1月1日現在（昭和15年1月2日以前に生まれた方）65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度までは住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず

### 住民税の老年者非課税措置が段階的に廃止

平成18年	平成19年
所得税 平成18年1月分～ 税額の10%相当額を減額 （12.5万円を限度）	所得税 平成19年1月分～
住民税 平成18年6月分～ 税額の7.5%相当額を減額 （2万円を限度）	住民税 平成19年6月分～

} 廃止

問合せ先 税務課

TEL 820-5603

**合計所得金額125万円以下の方**

平成17年度 **非課税** → 平成18年度以降 **課税**

※経過措置として  
平成18年度は3分の2を減額  
平成19年度は3分の1を減額  
平成20年度以降は、全額負担

公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。（表3）